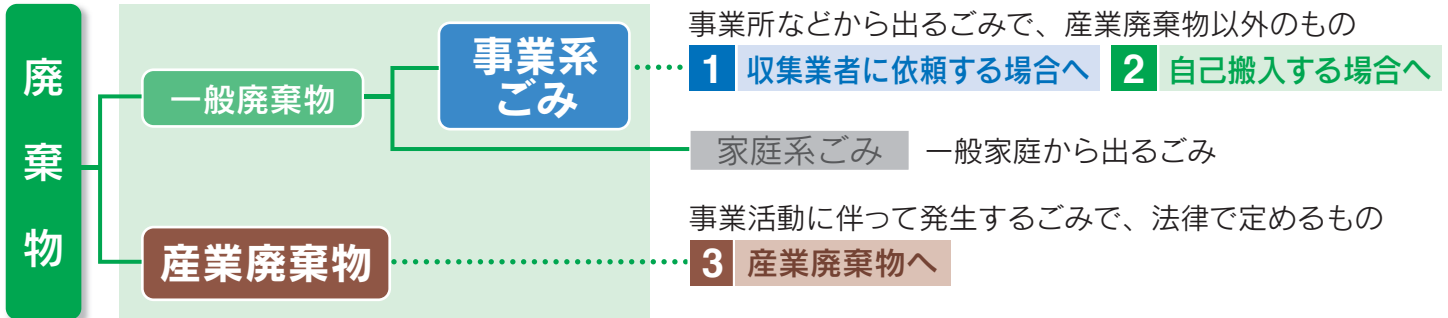


事業系ごみの正しい出し方

産業廃棄物 か 事業系ごみ（一般廃棄物）のどちらなのか、選別する必要があります。



事業者の責務

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第3条(抜粋)】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適性に処理しなければならない。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合において適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

多量排出事業者の減量義務

【春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第12条(抜粋)】

事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者(多量排出事業者)は、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成するとともに、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出る必要があります。

多量排出事業者の該当基準

事業系一般廃棄物のうち可燃物の年間排出量が12トン以上かつ以下の要件を満たすもの。

- 事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の事業者
- 学校の用途に供される部分の床面積の合計が8,000平方メートル以上の学校教育法第2条に規定する設置者

1 収集業者に依頼する場合

夜間収集が基本です

春日市内で発生した事業系ごみ(事業系一般廃棄物)の処理を依頼する場合は、春日市が指定した「ごみ収集・運搬許可業者」に収集の依頼(契約)を行ってください。

春日市のごみ収集・運搬許可業者

春日市では、地区ごとに、収集・運搬許可業者が決められています。



地区名	担当許可業者
泉、一の谷、大土居、春日(5・6・8～10丁目)、上白水、下白水北、下白水南、白水池、白水ヶ丘、須玖北、須玖南、惣利、塚原台、天神山、昇町、平田台、松ヶ丘、紅葉ヶ丘、星見ヶ丘	(有)共栄資源管理センター ☎592-2502 白水ヶ丘1-85
春日公園、春日原、春日原南、桜ヶ丘、サン・ピオ、宝町(伯玄町2丁目を除く)、千歳町、光町、日の出町、大和町	(株)クリーン春日 ☎582-1008 大和町1-2
大谷、岡本、春日(1～4・7丁目、原町1・2丁目)、小倉、小倉東、伯玄町2丁目、ちくし台、弥生、若葉台西、若葉台東	(有)春日環清 ☎592-3444 大土居2-123

※ごみの収集・運搬の許可を持たない業者が、業として、それらの行為を行うことは、法律で禁止されています。違反すると罰則を科せられることがあります。
※ごみを野焼きやドラム缶、焼却炉(許可を受けたものを除く)で燃やすことは、法律で禁止されています。

受付 月～金(祝日・ごみ収集休み期間を除く)午前9時～午後4時

※事業用指定ごみ袋の代金(処理手数料)のほか、収集運搬料金が別途必要です。

※収集できないごみ(産業廃棄物、処理困難物など)もあります。事前に、担当許可業者に確認してください。

ごみの出し方

ごみは、下記の分別表に従って分別し、春日市事業用指定ごみ袋又は粗大ごみシールを使って出してください。

分別の種類	袋の種類	ごみの種類・出し方
燃えるごみ	燃えるごみ	<p>厨房ごみ、プラスチック・発泡スチロール（事業活動で生じたものを除く）、紙くず（できるだけ古紙リサイクルへ）、木製品</p> 
ペットボトル ・ 白色トレイ	ペットボトル ・ 白色トレイ	<p>ペットボトル ♻️マークのついた、飲料用・しょうゆ・酒類用の容器</p> <p>キャップは燃えるごみへ ラベルははがさない。</p> <p>キャップをはずす → 水洗 → 軽くつぶす</p> <p>白色トレイ 発泡スチロール製の平方トレイで、白色、つまようじがつきささるもの</p> <p>ラップ・シールをはがす → 水洗 → 重ねる</p> <p>※色つきトレイ・納豆容器・カップめん容器は「燃えるごみ」へ。</p> 
びん・カン	燃えないごみ 「びん・カン」 「陶器・金属類」に分別して出してください。	<p>空きカン、空きびん</p> <p>※キャップや王冠は、材質ごとに「燃えるごみ」、「陶器・金属類」へ。 ※一辺が20cmを超えるカンは「陶器・金属類」へ。 ※中身を出して軽く水洗い</p> <p>キャップや王冠は、材質ごとに「燃えるごみ」、「陶器・金属類」へ。</p> <p>中身を出して軽く水洗い</p> 
陶器 ・ 金属類	燃えないごみ 「びん・カン」 「陶器・金属類」に分別して出してください。	<p>陶磁器、金属製品、ガラス製品（びんを除く）、小型の電化製品、白熱球、スプレー缶、カセットボンベ</p> <p>※割れたガラスや包丁、鋭利なものは紙で包む。 ※スプレー缶やカセットボンベは、穴を空けずに中身を完全に使い切ってください。</p> 
粗大ごみ 予約制	粗大ごみシール 粗大ごみシール1枚500円（家庭用と同じ）	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月20日（休みの場合は前営業日）までに、担当許可業者に電話で申し込み、粗大ごみシールを必要枚数貼って出す。 ●縦、横、高さの合計が2.5m未満で重量25kg未満のごみはシール1枚、それ以上のごみはシール2枚が目安。 <p>※業務用の大型電化製品や機械、家電6品目、ショーケース、パソコン、処理困難物などは収集できません。 ※粗大ごみシールは、スーパーやコンビニエンスストアなどで販売しています。</p>
有害ごみ		<p>蛍光管、水銀体温計、乾電池（マンガン電池、アルカリ電池） （公民館・市役所・いきいきプラザに設置している「有害ごみボックス」には出せません。）</p> <p>※収集方法は、担当許可業者に問い合わせてください。 ※白熱電球・豆電球などは「陶器・金属類」で出してください。 ※ボタン型電池や充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）、携帯電話のバッテリーなどは、回収を行っている販売店に返してください。</p> 

事業用指定ごみ袋

事業用指定ごみ袋は、担当許可業者、春日市商工会（☎581-1407）で販売しています。（すべて税込み）

春日市指定袋 燃えるごみ (事業用 70ℓ)	燃えるごみ (70リットル) 1,400円/10枚	春日市指定袋 燃えるごみ (事業用 45ℓ)	燃えるごみ (45リットル) 900円/10枚	春日市指定袋 ペットボトル・白色トレイ (事業用 45ℓ)	ペットボトル・白色トレイ (45リットル) 900円/10枚	春日市指定袋 燃えないごみ (事業用 45ℓ)	燃えないごみ (45リットル) 900円/10枚
------------------------------	---------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

※事業所（個人店舗なども含む）で発生したごみを、家庭用指定ごみ袋で出すことはできません。

2 処理場への自己搬入

春日市内で発生した事業系ごみは、処理場へ自己搬入（持ち込み）することができます。燃えるごみと燃えないごみに分別して、それぞれの処理場へ持ち込んでください。

なお、産業廃棄物、家電6品目、パソコン、バイク、処理困難物は持ち込めません。

燃えるごみ 「燃えるごみ」「燃える粗大ごみ」

自己搬入ごみ事前受付センター 要予約

☎ 433-8234(予約先)

<http://uketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/>

※電話受付は、月～土曜日(1月1日～4日を除く)

午前8時30分～午後4時

クリーン・エネ・パーク南部 受付/月～土曜日
(福岡都市圏南部工場) (年末年始、定期点検日を除く)
596-1570 時間/午前8時30分～午後4時
下白水104-5 処理料/10kgにつき140円

燃えないごみ 「びん・カン」「陶器・金属類」「ペットボトル・白色トレイ」「有害ごみ」「燃えない粗大ごみ」

春日大野城衛生施設組合 受付/月～金曜日・第3日曜日
春日大野城リサイクルプラザ (祝日・年末年始を除く)
☎ 596-7066 時間/午前8時30分～11時30分
春日公園6-2 予約不要 午後1時～4時
処理料/10kgにつき140円

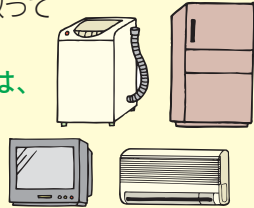


市で処理ができないもの

家電リサイクル

家電6品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）は、メーカーでのリサイクルが義務づけられています。担当収集業者に収集依頼をするか、メーカーに引き取ってもらってください。

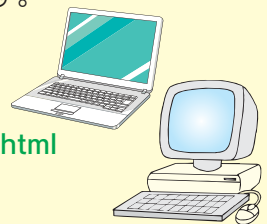
※業務用として作られたものは、メーカーなどに引き取ってもらってください。



事業系パソコンリサイクル

デスクトップ型・ノートブック型のパソコン本体と、ブラウン管・液晶のディスプレイは、メーカーで引き取ってリサイクルしています。直接、パソコンメーカーに申し込んでください。

事業系PCリサイクル
<http://www.pc3r.jp/office.html>



消火器リサイクル

古くなった消火器をリサイクル・廃棄する場合は、リサイクルシステム取扱い窓口にお問い合わせください。 (株)消火器リサイクル推進センター <http://www.ferpc.jp/>



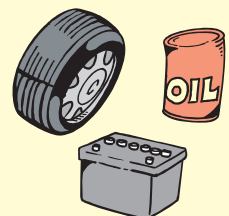
バイクのリサイクル

自動二輪車や原動機付自転車は、指定引取窓口か廃棄二輪車取扱店で引き取ってもらってください。 自動車リサイクル促進センター <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>



処理困難物

タイヤ、オイル、バッテリー、自動車の部品、ガスボンベ、建築廃材、ブロック、瓦、焼却灰、ペンキ、シンナー、化学薬品、肥料、土、砂、耐火金庫、電気温水器、複写機、トイレ便器、洗面台の洗面ボール、浴槽 (FRP)、ピアノ、ポウリング球、感染性廃棄物、業務用機械、PCBを含むものなどは、販売店やメーカーに引き取ってもらうか、専門の処理業者などに依頼してください。

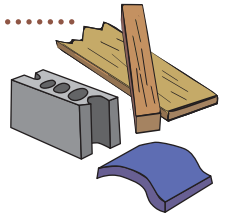


3 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生するごみのうち法律で定めるものです。次の20種類が規定されています。産業廃棄物の収集・運搬許可業者に、処理を依頼してください。(業種による指定があるものがあります。)

あらゆる事業活動に伴うもの

- 燃え殻 ● 汚泥 ● 廃油 ● 廃酸 ● 廃アルカリ ● 廃プラスチック類
- ゴムくず ● 金属くず ● ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ● 鋳さい
- がれき類(工作物の新築・改築・除去に伴うコンクリートなど) ● ばいじん



特定の事業活動に伴うもの

- 紙くず(建設業、紙製造業、製本業などの排出物)
 - 木くず(建設業、木材製造業などの排出物、木製リース物品、木製パレット)
 - 繊維くず(建設業、繊維工場の排出物) ● 動植物性残さ(食品・医療品・香料製造業の排出物)
 - 動物系固形不要物(と畜場・食鳥処理場の排出物) ● 家畜のふん尿(畜産農業の排出物)
 - 家畜の死体(畜産農業の排出)
- 上記の産業廃棄物を処分するために処理されたものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの。

産業廃棄物の問い合わせ先

(公社)福岡県産業資源循環協会 ☎ 651-0171

4 事業所で進めるごみ減量・リサイクル

事業系ごみには、古紙など資源として再利用可能なものが含まれています。限りある資源を有効活用し、ごみの減量を進めていくことは、ごみ処理コストの削減といった直接的な効果の他に、環境に配慮している事業所として企業イメージの向上といったメリットもあります。

●● 事業所で出来る取組事例 ●●

分別ボックス
の設置

OA用紙の
裏紙使用

マイボトルの
利用推進

マイバッグ
持参運動
の奨励

納品の梱包を簡易
もしくは再利用できる
ものにする

●● 古紙リサイクル ●●

事業所から排出される紙類を分別しリサイクルしましょう。

リサイクル可能な紙の種類(3種類に分別してください)

①

新聞紙

②

ダンボール

③

雑誌・雑紙

OA用紙、パンフレット、菓子箱、ビニールを取ったティッシュ箱など

※感熱紙、カーボン紙、ビニール加工紙、銀紙、ワックス加工紙、油紙などは回収できません。

収集方法(いずれかの方法です)

- 担当許可業者へ種類別に分別して出す。(担当許可業者との契約が必要です。指定ごみ袋は不要)
- 古紙回収業者に直接収集依頼をする。(回収量によっては、買い取ってもらえる場合もあります)

※古紙回収業者によっては、牛乳パックやシュレツダー紙も収集できます。古紙回収業者については、市環境課にお問い合わせください

問い合わせ先

春日市環境課

☎ (092) 584-1124

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています
平成26年6月作成